

名古屋市立大学病院における諸料金規程

第1条 名古屋市立大学病院（以下「病院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 病院を利用する者は、次の各号に掲げる料金を支払わなければならない。

(1) 診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関して診療を受けるときは、当該合算額の2倍の額とする。

(2) 分べん介助料

ア 出生児が1人の場合 120,000円。ただし、休日等（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）に出生した場合にあっては40,000円を、休日等以外の日において午後5時から翌日午前8時30分までの間に出生した場合にあっては20,000円（午後10時から翌日午前6時までの間に出生した場合にあっては、40,000円）を、それぞれ加算した額とする。

イ 出生児が2人以上の場合 アの額に1人を増すごとに60,000円を加算した額

(3) 特別室使用料 日額 38,000円以下で病院長の定める額

(4) 初診料加算額 5,000円

(5) 再診料加算額 2,500円

(6) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

(7) 文書料 1通につき3,500円以下で病院長が定める額。ただし、法令に

定めのあるものは、当該法令の定める額とする。

(8) 先進医療料 病院長の定める実費相当額

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等 前各号の規定に関わらず、当該法令等の定める額

(10) 前各号に定めるもののほか、診療料等を徴収する必要があると認められる場合は、診療報酬の算定方法に準じて病院長が算定した額又は病院長が定める実費相当額

2 前項の規定により料金を徴収する場合（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（一部改正 平成18年達第127号、平成20年達第83号、平成22年達第65号、平成26年達第2号、平成28年達第72号、令和元年達第39号）

第3条 前条の規定による料金の徴収は、書面によることとし、病院長が定める様式によるものとする。ただし、病院長がこれにより難いと認めた場合はその限りではない。

第4条 第2条の規定による料金は、病院を利用するつど支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 入院に伴う料金を支払う場合

(2) 病院長が必要と認める場合

2 前項第1号の規定に掲げる料金は、月の1日（月の途中で入院したときは、その入院の日）から末日（月の途中で退院し、又は入院中死亡したときは、その退院又は死亡の日）までの期間（以下次項において「算定期間」という。）について算定するものとする。

3 前項の料金は、算定期間の属する月の翌月の10日までに請求するものとし、算定期間の属する月の翌月の20日（病院を利用する者が退院し、又は死亡したときは、支払通知を受けた日）を支払期限とする。

4 前項の支払期限が休日等に当たるときは、直後の休日等でない日を支払期限とする。

第5条 教育研究の必要に応じて診療を受ける者又は病院長において特別の必要があると認める者に対しては、第2条に規定する料金を減免することができる。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 債権の譲渡について（平成18年3月22日名古屋市会平成18年第72号議決（平成18年3月22日議決））により名古屋市から公立大学法人名古屋市立大学に譲渡された債権のうち、病院の利用に関するものは、債権の譲受け以降、第2条の規定による料金とみなして徴収する。

- 3 この規程の施行に関し必要な経過措置は、病院長が別に定める。

附 則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第127号）

- 1 この規程は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学病院における諸料金規程は施行日以後に発生する料金について適用し、施行日前に発生した料金については、なお従前の例による。
- 3 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

この規程は、発布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学病院における諸料金規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、施行日以後に発生する料金について適用し、施行日前に発生した料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成26年9月30日までの間に発生する料金に係る改正後規程第2条の規定の適用については、同条第1項第4号中「4,000円」とあるのは、「3,000円」とする。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第72号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学病院における諸料金規程の規定は、施行日以後に発生する料金について適用し、施行日前に発生した料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）

- 1 この規程は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学病院における諸料金規程は施行日以後に発生する料金について適用し、施行日前に発生した料金については、なお従前の例による。